

総務市民常任委員会会議録

[令和5年9月定例会]

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和5年9月8日(金)会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	認定第2号	令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	国保年金課	4
	議案第49号	令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	国保年金課	18
	認定第6号	令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	国保年金課	20
	議案第52号	令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について	国保年金課	25
	認定第3号	令和4年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	人権政策・ 男女共同参画課	26
	認定第9号	令和4年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	管 財 課	30
	認定第10号	令和4年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	管 財 課	32
	認定第11号	令和4年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	管 財 課	35
	議案第43号	筑紫野市用品調達基金条例を廃止する条例の制定について	管 財 課	38
	議案第42号	財産(物品)の取得について	危機管理課	41
	所管事務 調査	災害時用、備蓄品管理について	危機管理課	44
	所管事務 調査	災害警戒本部・対策本部の立ち上がりから、災害対応までの流れについて	危機管理課	49
	所管事務 調査	防災士の活用について	危機管理課	52
	所管事務 調査	住居(丁目)表示の根拠について	市民課	59
—	総務市民委員会の行政視察について	—	62	

令和5年第5回（9月）筑紫野市議会定例会
総務市民常任委員会

○日 時

令和5年9月8日（金）午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（6名）

委員 長	八 尋 一 男	委 員	上 村 和 男
委 員	高 原 良 視	委 員	山 本 加 奈 子
委 員	佐々木 忠 孝	委 員	赤 司 祥 一

○欠席委員（1名）

副委員長 白石 卓也

○議長（1名）

赤 司 泰 一

○傍聴議員（10名）

議 員	西 村 和 子	議 員	坂 口 勝 彦
議 員	原 口 政 信	議 員	古 賀 新 悟
議 員	吉 村 陽 一	議 員	春 口 茜
議 員	宮 崎 吉 弘	議 員	段 下 季 一 郎
議 員	辻 本 美 惠 子	議 員	前 田 倫 宏

○一般傍聴者（1名）

○出席説明員（14名）

市 長	平 井 一 三	市民生活部長	杉 村 真 子
国保年金課長	高 口 修	国保担当係長	宮 下 無 双
医療年金担当係長	藤 本 光 信	市民課長	江 中 誠
受付担当係長	河 野 桂 子	総務部長	嵯 峨 栄 二
人権政策・男女共同参画課長	谷 典 士	人権・同和政策担当係長	田 川 誠
管財課長	永 利 俊 美	管財担当係長	永 田 裕 二
危機管理課長	中 村 昭 治	危機管理担当係長	森 田 健 太 郎

○出席事務局職員（3名）

局長 荒金 達
主査 阿部 早苗
課長 大久保 泰輔

開会 午前10時00分

○委員長（八尋一男君） 皆様、おはようございます。定刻前ではありますが、総務市民常任委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、本常任委員会に市長がお見えですので一言御挨拶をいただきます。よろしくお願いいいたします。

○市長（平井一三君） 皆さん、おはようございます。総務市民委員会の八尋委員長はじめ各委員におかれましては、日頃から議案の審査等に活発な議論を賜り、深く感謝を申し上げます。

本日は、今定例会の総務市民委員会に条例1件、補正予算2件、認定6件、その他1件、合計10件の議案等の審査をお願いをしております。よろしく御審査の上、御可決、認定賜りますようによろしくお願いいいたします。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

市長はここで公務のため退席されます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時02分

○委員長（八尋一男君） ここで傍聴の件をお諮りいたします。

12名の議員が傍聴に出席していますので、先に御報告しておきます。

続いて、本常任委員会に一般市民の方1名より傍聴の申出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、傍聴の申出を許可することに決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時03分

○委員長（八尋一男君） 皆さんに念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、議会だよりに掲載する案件について外5件を予定しておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、認定第2号、令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

その前に、杉村部長がお見えですので御挨拶を頂戴し、そして、職員紹介、そして、議案の説明をお願いをしたいと思います。よろしくお願います。

○市民生活部長（杉村真子君） 委員の皆様、おはようございます。市民生活部長の杉村でございます。

国保年金課所管で本委員会に認定第2号、議案第49号、認定第6号、議案第52号の4件を提案いたします。

令和4年度の決算の認定につきましては、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業ともに説明資料を準備しております。そちらから御説明を申し上げます。

それでは、認定第2号、議案第49号を担当しております国保年金課職員が出席しておりますので、自己紹介をいたします。

○国保年金課長（高口 修君） おはようございます。国保年金課長をしております高口と申します。よろしくお願いいたします。

○国保担当係長（宮下無双君） 国保担当係長の宮下です。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、高口課長、御説明をお願いします。

課長。

○国保年金課長（高口 修君） それでは、認定第2号、令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定の件の説明をさせていただきます。

お手元に既にお配りしております説明資料、こちらを御覧いただきたいと思います。

1ページをお開きください。

まず、国保財政の基本的枠組みについてでございます。

○委員長（八尋一男君） 課長、一言言うと、ここに認定第2号とか書いてもらえれば非常に分かりやすいんだけど、何も書いてないものですから、ちょっとお待ちくださいね。皆さんお手元にありますか。

では、すみません、よろしく申し上げます。

○国保年金課長（高口 修君） それでは、説明させていただきます。

それでは、1ページを御覧ください。

国保財政の基本的枠組みについてでございます。

国民健康保険は、市町村が保険者、すなわち運営主体であります。将来的には県単位に運営主体を統合し、県下のどの市町村においても同一の保険税率となるよう、現在は制度改正の過程でございます。よって、この図の中段に示しております筑紫野市国民健康保険事業特別会計と、上段の福岡県国民健康保険特別会計が連携しながら運営する仕組みとなっております。

この表の矢印は、お金のやり取りを表しておりますけれども、矢印の中に番号が振っております。この番号は、右の2ページの円グラフと連携しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、2ページに移ります。

令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計決算の上段のところですが、歳入の円グラフを御覧ください。

歳入総額98億6,335万8,000円です。歳入の主な項目ですが、①国民健康保険税19億6,582万円は、筑紫野市の国保加入者、すなわち国民健康保険被保険者が筑紫野市に納付するものです。

②の県支出金ですが、70億3,696万8,000円は、筑紫野市が医療機関に支払う医療費の7割もしくは8割相当分の費用として、福岡県から筑紫野市に交付されるものでございます。

③繰入金8億1,568万8,000円は、国保事業運営上、やむを得ず市が負担する費用について、筑紫野市一般会計から筑紫野市国民健康保険特別会計に繰入れするものです。

2ページの下段、歳出の円グラフを御覧ください。

歳出総額は97億7,670万1,000円です。主な項目ですが、④保険給付費68億6,897万3,000円は、国保加入者が医療機関で受診した際、3割もしくは2割の負担の自己負担金を支払い、残りの7割もしくは8割について筑紫野市が医療機関に支払うものです。このほか、高額療養費、出産育児諸費、葬祭費等を含むものでございます。

続きまして、⑤国民健康保険事業納付金ですが、26億8,906万6,000円は、福岡県国保特別会計のうち、国・県の公費で賄われない部分を県内60市町村で分かち合うもので、市町村ごとの医療費の状況、被保険者の所得水準等に基づき決定されます。歳入歳出差引額8,665万7,157円は、令和5年度への繰越額となります。

続きまして、3ページから4ページに移りますが、3ページ、4ページとしましては歳入歳出の明細、それと、前年度の比較表となっております。

歳入の総額は、令和3年度と比較いたしまして、3ページの一番下のところになりますが、731万6,572円の増加となっております。

また、歳出につきましては、令和3年度と比較しまして、4ページの一番下になりますが、5,469万7,108円減少しているところでございます。

詳しくは、後ほど決算書にて御説明をいたします。

以上が令和4年度決算の状況です。

次に、事業の概要について説明をいたします。

5ページをお開きください。

国民健康保険の加入状況ですが、令和4年度の年間平均の被保険者数は、1万9,642人で、前年度比で2.1%減少しました。世帯数は1万2,815世帯で、こちらも前年度比で0.4%減少をしました。被保険者数については、制度上、75歳に到達すると後期高齢者医療に加入することで国保から脱退する仕組みですので、現在の我が国の高齢化が進行する人口ピラミッドの構造から、今後も減少が続くと見込まれるところです。その下、被保険者の年齢構成についてですが、令和4年度は65歳未満が52.7%、65歳から69歳が18.5%、70歳から74歳が28.9%となっています。75歳になると後期高齢者医療に移行するので、国保加入者は74歳までとなります。先ほど述べましたとおり、高齢化の進展に伴い、70歳から74歳の占める割合が増加することが見込まれるところでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

保険給付費の推移となっております。件数、金額につきましては、決算書説明にて触れさせていただきます。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により受診控えがありまして、一時的に保険給付費は減少しておりますが、その後、回復しております。しかし、被保険者が減少していることから、全体的には減少傾向にございます。一方ですが、1人当たりの保険給付費は増加傾向にあります。主な要因としましては、被保険者の年齢構成が高齢化していることが考えられるところです。

次に、7ページをお開きください。

医療費の増加に歯止めをかけるため、医療費適正化に取り組んでおります。まず、診療報酬明細書点検は、業務委託した専門業者が、診療報酬明細書、いわゆるレセプトを使って過剰診療や不適切な薬剤投与についてチェックするものです。令和4年度の点検効果額は、735万2,999円となっております。

表の2番目ですが、後発医薬品の利用促進については、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に効果が高いと見込まれる人への文書による通知啓発を行いました。令和4年度のジェネリック医薬品普及率は79%、効果額は2億1,993万7,317円となっております。

3番目、第三者行為求償につきまして、交通事故やけんかなど、第三者である加害者がいるケースについて、本来ならば原因をつくった加害者が支払うべきものであるため、市が立て替えて支払った医療費について、加害者に対して請求を行うものです。令和4年度の件数は21件、求償額は606万3,839円となっております。昨年度より件数、求償額とも減少しておりますが、レセプト点検や事故の把握等、職員による案件調査は昨年同様に行っておりまして、発生件数の減少によるものと考えられております。

続きまして、はり・きゅう費の助成事業は、被保険者の健康保持増進を目的とし、令和4年度の助成件数は3,835件、助成額は294万5,150円です。

続きまして、健康づくりポイント事業は、市民の主体的な健康づくりを促進するため、一定のポイントを獲得した方に対して報奨を設ける事業を行っております。令和4年度の応募者は725人となっております。

最後に、重複・頻回受診者への訪問健康相談については、県国保連合会に対応依頼をし、重複受診、重複受診といたしますのは同一の疾病を理由に同月内に二つの医療機関を受診した方になりますが、また、頻回受診、これは同月内に同じ医療機関を一定回数以上受診した方になります。このような重複多剤投与されている人を訪問し、適切な医療の利用が可能となるように指導しております。令和4年度の相談回数は46件となっております。

その下の表に移ります。

特定健診につきましてですが、集団健診と個別健診の2種類を実施しまして、女性優先の日や託児の機会を設け、会場をカミーマヤだけでなく、コミュニティセンターや学校に広げまして、令和4年度の特定健診受診率は、暫定でございますが、35.6%と、近年では最も高い受診率となっております。今後、さらに受診者が増加するよう、医療機関における個別健診についても周知徹底を行う予定としております。

続きまして、その下の表になりますが、特定保健指導の実施状況についてです。令和4年度の実施率は、暫定値であります34.9%です。これは、暫定値であり、最終的には、令和3年度と同程度の結果になるのではないかと思います。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に対する不安を持つ方が多い中で、対面の保健指導を行うことが難しく、実施率が35.5%まで減少しておりますが、令和3年度は、健診結果説明会に多くの方が参加していただけるよう、内容等の見直しを行ったことにより、過去2番目に高い実施率、44%となっております。自分自身の健康状態を知る機会としていただき、健康づくりに努めていただけるよう、働きかけを今後も行ってまいるところでございます。

隣の8ページを御覧いただきたいと思います。

国民健康保険税の収納率の推移となっております。調定額とは、国保税として課税した金額を指しております。被保険者は減少しているものの、令和2年度以降に実施した国民健康保険税の税率等の改正により増額となっております。

これに対する収納率も、現年度と滞納繰越分を合わせた合計額において年々向上しております。令和4年度の収納率は、前年度より3.37%増の80.53%となっております。収納率向上の取組は収納課と連携して実施しております。滞納者に対しまして文書や電話による督促、催告を行うとともに、ファイナンシャルプランナーによる納税相談の機会を設けるなどしておりますが、納付に誠意のない加入者に対しましては、財産の調査や差押えなど、滞納処分を実施しているところがございます。その上で、財産調査の結果、支払い能力がないと判断される場合は、やむを得ず不納欠損処理を行っております。令和4年度における不納欠損は177件、9,004万3,597円となっております。177件の内訳ですけれども、海外転出等、所在不明により5年間の時効を迎えた方が96人、それと、滞納処分する財産等がない困窮者など、執行停止処分後3年経過した者が81人となっております。

それでは、これから、決算書を基に詳しく御説明をさせていただきたいと思います。

決算書を御覧いただきたいと思います。347ページからが国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書となっております。よろしいでしょうか。

まず、356ページをお開きください。

歳入の合計ですが、98億6,335万8,237円に対しまして、歳出合計額97億7,670万1,080円、歳入歳出差引残高が8,665万7,157円となっております。

次に、主な決算項目について御説明をさせていただきます。

まず、歳入から御説明いたします。

358ページをお開きください。

1 款 1 項の国民健康保険税収入済額が19億6,581万9,704円です。保険税は、医療給付費分、それから、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合算でお支払いいただいております。1 目になりますが、一般被保険者国民健康保険税ですが、現年課税分と滞納繰越分を合わせました収入済額が19億6,531万1,119円です。なお、その右側に記載しておりますが、8,789万5,575円の不納欠損がございます。また、続きまして、2 目の退職被保険者等国民健康保険税の不納欠損額が214万8,022円です。合わせた9,004万3,597円を不納欠損として処理させていただいております。

続きまして、360ページになりますが、2 款が使用料・手数料です。これは、督促事務に対する手数料となっております。

その下、3 款の県支出金の収入済額は、70億3,696万8,000円です。1 項 1 目 1 節の保険給付費等交付金、普通交付金の収入済額が68億7,243万4,000円となっております。これは、医療機関に支払う保険給付費の7割から8割分、さらには、高額療養費などに必要な財源を福岡県の国保特別会計から交付を受けるものです。同じく2 節の特別交付金は、普通交付金以外で市町村の特別な事情に応じて交付されるものとなっております。

次に、362ページをお願いいたします。

5 款になります。

繰入金の収入済額ですが、8 億1,556万8,120円です。内訳としましては、1 項 1 目 1 節の保険基盤安定繰入金、2 節の職員給与費等繰入金、3 節の出産育児一時金繰入金、4 節の財政安定化支援事業繰入金、5 節の未就学児均等割軽減分繰入金、これら全て法廷内繰入れになりまして、被保険者の負担軽減及び国の制度上一般財源化されたものでございます。国保事業運営上、やむを得ない費用について財源措置された費用で、国からの地方財政措置が講じられるものとなっております。その下の6 節の一般会計繰入金、これは、法定外繰入金と呼ばれておりますが、子ども医療制度実施に伴う医療費増大分に関するもの、はり・きゅう助成等の保健事業に関するものなど、市の施策実施に要する経費でございます。令和4年度については、赤字補填を目的とする法定外繰入れは生じておりません。

その下、6 款の繰越金ですが、前年度からの繰越金で2,468万2,958円です。

続きまして、364ページに移りまして、7 款の諸収入の収入済額は、1,877万5,511円です。主な収入が、1 項の延滞金718万7,263円、3 項の雑入1,158万8,248円となっております。

次に、366ページをお開きください。

8款になります。国庫支出金が52万7,000円となっております。

以上、歳入合計額が98億6,335万8,237円としております。

次に、歳出について御説明をいたします。

368ページをお開きください。

1 款総務費、支出済額が1 億3,346万5,267円です。1 項総務管理費が1 億2,339万1,233円です。

主な支出は、1 目の一般管理費において、国保年金課の国庫担当職員の給与や事務費、また、次の370ページになりますが、2 目の連合会負担金は、福岡県国民健康保険団体連合会への負担金となっております。

その下の3 目の医療費適正化特別対策事業費は、医療費通知などの郵便料やレセプト点検業務委託料、ジェネリック医薬品切替え通知の費用、電算共同処理等の各種負担金などに充てております。その下の2 項の徴税费ですが974万1,832円です。納税通知書の印刷製本、郵便料、会計年度任用職員の報酬、それから、パンフレット等の作成費用となっております。

次に、372ページをお開きください。

3 項になります。運営協議会費は、筑紫野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員への報酬、費用弁償等の費用となっております。

その下、2 款に移ります。保険給付費の支出済額は68億6,897万3,363円です。これは、医療機関に支払う費用となっております。主な支出は、1 項の療養諸費59億6,229万6,316円、次の374ページに移りますが、2 項の高額療養費8 億7,397万911円です。1 万3,653件となっております。

次の376ページの3 項に移ります。出産育児諸費ですが、2,627万6,250円です。この分が63件生じております。その下の4 項の葬祭諸費が366万円です。葬祭費につきましては、122件生じているところです。

続きまして、378ページに移ります。

6 項傷病手当金ですが276万9,886円です。傷病手当金について、令和4 年度では73件生じているところです。これをそれぞれ給付しているところです。特に療養諸費、高額療養費につきましては、国保加入者の方が健康でいつづけていただくことで、これらの支出が減ることになりますので、結果的に国民健康保険財政の安定化が図られるということとな

ります。

次に、378ページの下段になりますけれども、3款の国民健康保険事業費納付金です。金額が26億8,906万5,518円です。なお、納付金につきましては、1項の医療給付費分、次のページになりますが、380ページの2項の後期高齢者支援金等分、その下の3項の介護納付金分に分かれております。後期高齢者支援金等分が、後ほど、後期高齢者医療事業特別会計決算で御説明するところでございます。後で御説明します現役世代分の負担金ということになっております。

続きまして、382ページをお開きください。

5款になりますが、保健事業費の支出済額が5,888万1,596円です。主な支出は、1項の特定健康診査等事業費、いわゆる特定健診や特定保健指導に係る事業費、次の384ページに移りますが、2項の保健事業費は、国保加入者の方に健康でいつづけていただくために、国保加入者の各種の健康づくり事業や、筑紫地区の鍼灸院ではり・きゅうの施術を受けた方に対する一部助成費用に充てております。

次のページになります。386ページですが、8款の諸支出金の支出済額が2,631万5,100円です。主な支出は、1項5目保険給付費等交付金償還金の1,995万5,048円です。これは、余分に交付された県支出金を県へ返還するために支出したものです。

次の388ページ、最後になりますが、9款の予備費でございます。予備費の支出はございません。

以上、389ページ下の歳出合計額が97億7,670万1,080円となっております。

以上で、令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算報告を終わらせていただきます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方は挙手願います。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 大変申し訳ありませんが、資料の訂正をさせていただけたらと思います。申し訳ございません。

先ほどの令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計決算関係説明資料の中の2ページになります。2ページの右下です。円グラフの下につきまして、申し訳ありません。右下の歳入歳出差引額の桁が違ってますので、「千」という文字を消していただきまして、8,665万7,157円ということで訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

上村委員。

○委員（上村和男君） 国民健康保険の所管してるところとして、どういうことが課題だと考えておられるでしょうか。あるいは、私どもが知るところによると、健康推進課と一緒に市民の健康推進に努めてるということがあって、私個人的に言えば評価してる場所なんですね。そういうことを進めることで国民健康保険財政が好転するかもしれないというね。あるいは、どれぐらい効果があったかと聞くと、よく分かりませんが間違いなくその活動の中に入ってる人たちは満足しておられるかどうかじゃありませんが、一生懸命やっておられるので、そういうことが一つの課題と考えてるのかどうかですね。

もう一つは、財政的に、以前、お聞きしたときはジェネリック医薬品の普及を考えてますという。70何%まで来てるということですから、そういう財政のやりくりの上で効果的なこととしてジェネリック医薬品の普及というのは今も進めておられるのか。ほかに何か考えておられるのか。

総じて所管として、課題として考えられている、あるいはこういうことを進めることが重要だと思っておられることがあったら、さっきも財政の説明がずうっとありましたが、その中で財政をよりよくするために考えてることや、市民の健康増進のために考えられることがあると思うので、その説明だけもう一回してくれると、あなたたちがどういう課題に取り組まれてるか、そういうことがもう少し分かりやすくなるのではないかと思うので、お願いをしたいんですが。なければいいですよ。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 御質問にありました国民健康保険事業における課題ですけれども、資料の5ページにあります。被保険者の年齢構成というのがどうしても高齢化していったるところで、75歳になれば後期高齢者医療に移るんですけども、65歳から74歳までの方がほぼ半数という形で、大変医療費がかかってしまうところが国保の課題という形になっております。

その中で、先ほどおっしゃいました健康推進課と共同で行っていくというところで、特定健診や保健師の特定保健指導の実施で、一人でも健康になっていただくというところでの医療費の削減というのは、確かにございますので、その取組というのは引き続き行っていくべきだと考えているところです。

また、7ページに医療費適正化の取組についての内訳がありますけれども、健康づくり

ポイント事業、これも健康推進課主体で行っている事業でございます。これもウオーキング等、体づくり、健康づくりをしっかりとやっていただける方についてアプリ等の周知を行いまして、応募者数も増えているという状況であります。どうしてもすぐ医療費削減につながるという形にはなりませんけども、長い目で見ていただいて、医療費削減の結果というのは出てくる事業となっておりますので、健康推進課と今後、連携していく事業だと考えております。

○委員長（八尋一男君） もう一つ。ジェネリックの。

○国保年金課長（高口 修君） ジェネリック医薬品につきましては、前回の委員会のほうでもお話しさせていただきましたけども、費用面で効果額というのは非常に出てくる事業となっております。そのために、国保連合会と連携しまして、レセプト等の確認などでジェネリック医薬品にしたほうが安くなりますよという通知を被保険者のほうに出していただいております。これによって、受けられた方も費用的にも安くなりますし、財政効果額というのもしっかり出ておりますので、その事業を引き続き行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） もう少しそのところは元気よくやってもらったほうがいいかなと思う。医師会が協力したり、いろいろして進めてることですよね。そこをきちっとしておかないと、いろんな人たちの協力の下でジェネリック医薬品を使うようにしていきましようといういろいろ議論があった中でこれを推進してきて、貢献してもらってるというふうに私は思うんだ。医師会は多分いろんな議論があったはずなんですよ。ジェネリック医薬品はよくないという人も、医者の中にはいるんですよ。それを全体として、保険事業を存続させていくためにみんなで努力しましょうという中で議論をされてきた経過があったというふうに思ってるもんですから。

課題というときには、そういうことをきちっとしておかないと、ほかの団体や部署と連携しながら進めてることですから、あなたが、帳面つけて、こうこうどげんしているという話とはちょっと違うところだから、評価の仕方はもう少しきちっとしておかないと。

国保運営協議会なんかでもきつと議論になったかもしれないと、私は以前ただけですからよく分かりませんが、今はどんな議論になっているかよく分かりませんが、以前はジェネリック医薬品だって賛成、反対が議論されたことがあると思いますので、ですから、

そういう中でやってることだから、もっと大事に報告してくださいと言ってるんです。その結果、どれだけ医療費給付金が減額できましたよと、そういうことに触れてくれないと、せっかくあなたたちも努力してるから、あなたは帳面つけてるだけかという話じゃないと思うんですよ。あなたのところも連携してやってるはずなんで、そういうやってることをもう少しちゃんとと言わないと、私たちは評価のしようがないんですね。

それから、繰出金というか、繰入金というか、これは先々になれば、県に一体化していくときは、これはゼロになるはずですよ。どうやって達成するのかというのはとても重要な課題になってると、私は思ってるので、どうするつもりか、そういうことを言っちゃいけません、そういうことを抱えておりますぐらい言ってくれないと、私たちがどういう課題を抱えた会計を審査しているのか、議論しているのか、分からなくなりそうなので。

ずうっと説明してくれたのはありがたかったですけど、その中にある課題のようなことが提起されないといけないので申し上げただけですからね。気を悪くしないでください。あなたたちが頑張ってるということの一つは言いたかったことです。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君） まず1点。健康推進課との共同の分。発言が随分トーンダウンしてる。実際的な行動そのものが、今課長が言われる分は、物すごく前からトーンダウンしてる。

それと、2点目、ジェネリックの考え方。今、課長の話では、お金が安くなるという発言だけ。お医者さん言いんしゃった、これだったらジェネリックで大丈夫ですよ、そして、結果的にお金も安くなりますよと。確かに、私もジェネリックの分を利用してますから半額とかになってますけど、そのところは、薬の効果の部分の部分を先に言いながら、結果的に安くなるという。今言われました医師会でもね、あなたたちがこんな役所の中でジェネリックの分はいくら議論しても広がらない。医師会でそれぞれの医院がそれでいいというふうに動いてもらわないと、最終的にならないでしょう。と、私は思います。

3点目ですね。コロナによる受診控えはどのように捉えておられますか。いろいろ薬の家の中にいっぱい持っていて、もう分からないようになったから捨てたというふうなうわさ話を聞いたりもしますが、そういうものと捉えているのか、いや、これは行かれなかったから危なかったなとか、受診控えをどのように捉えているのかなと思ってですね。これ

が適正だというふうに捉えているのか。私は最後の分を言っていただければ大丈夫です。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（宮下無双君） ジェネリック薬品の利用促進について改めて説明いたします。

別冊の資料の7ページを御覧ください。

7ページは、健康推進課と連携して実施してまます医療費適正化、健康づくり事業の結果をまとめたもので、一番上の表の上から2番目がジェネリック医薬品の利用促進、実績、過去5年間の推移です。利用促進普及率が79.0%というのは、ジェネリック医薬品に置き換えることができるもののうち79.0%は既に置き換わっているということにして、我々としてはこれはかなり成果が出ていると判断しています。効果額はその下にありますが、2億円超、毎年出ております。

委員おっしゃるように、医療機関において、我々としても病院に協力を依頼しておりますが、必ずしもお医者様全員がジェネリック医薬品に賛成してるとは限りませんから、それだけではなく、ここで実施してまますのは、実際に病院にかかった方のレセプト情報を分析してどんな薬を使っているか、そして、それがジェネリック医薬品が存在するのかわからないのかということ进行分析した結果、ジェネリック医薬品があるものについて個人宛てに通知を定期的に出しています。薬名は通知には載せませんが、あなたがかかっている病院でもらった薬はジェネリック医薬品が存在します。これは薬の効果は同じです。置き換えを試みませんかという案内ですね。なかなか本人がお医者さんにジェネリック医薬品に切り替えたいというのが言い出せない場合も、こうやって市役所から個別に来た通知を病院に提示すれば問い合わせがしやすいということで、これは本人に直接送付する文書というのが一番の効果があると我々は思っております。その結果、毎年70%以上の効果率が出ていますし、効果額も2億円以上ありまして、保険給付費60億円規模のうち2億円効果が出ているというのは効果があると思っておりますので、毎年この手法を続けていきたいと思っております。

○委員長（八尋一男君） よく分かりました。2点目、3点目は。

○委員（高原良視君） いえ、あとは受診控えだけでいいです。

○国保年金課長（宮下無双君） コロナの受診控えについては、顕著に目立ったのは令和2年度ですね。資料の6ページですが、折れ線グラフを見ますと、令和2年度の療養諸費が明らかに落ちてまして、これは筑紫野市の中でも介護保険なども同様に令和2年度は落

ち込んだところでありまして、コロナが原因で間違いなからうと思っております。

その後、令和3年度、4年度は回復しております、今、またコロナ第9波と言われてますから、今年度はどうなるかちょっと分かりませんが、少なくとも令和4年度においてはコロナによる受診控えというのはほぼほぼなかったのではないかと考えています。もちろんコロナにかかりたくないということで外出を控える人もある程度はいらっしゃると思います。

受診控えの内容というのは、なるべく人の多いところに行きたくないから、病院の控室には行かなくていいなら行きたくないという、そういった気持ちでの受診控えがほとんどだろうと思っております。

この折れ線グラフを見ますと、令和2年度から3年度、かなり回復して、4年度は微増という感じで、国保の被保険者自体は減ってますけども、このように医療費が回復してるということは、コロナでの受診控えというのは、今はそんなに顕著なものではなからうと判断しております。

受診控えについては以上です。

○委員（高原良視君） 聞いた意味は分かってるけど。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。

○委員（高原良視君） はい、いいです。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 7ページの特定健診の実施状況ですけれども、二つございます。対象が40から74歳までということですが、この中で例えば各年代ごとの受診率というのを教えていただけないかというのが1点です。

それと、例えば2年度、3年度はコロナがあったことで少ないんでしょうけれども、大体受診率は35%前後だと認識しているんですが、この35%という受診率についてどう捉えておられるのか。高いのか、低いのか。目標値は大体こちら辺に置いてますという、そういう程度を教えていただきたい。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（宮下無双君） 年代別の受診率については、今、手元資料がございません。どうしてもということであれば、後ほどまとめさせて、資料として提出させていただくということで構いませんか。

○委員（佐々木忠孝君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○国保年金課長（宮下無双君） 現在の受診率35.6%は決して高いとは思っておりませんが、もっと増やすべきと思っています。少なくとも40%をまず目指していく。その後、まあ高ければ高いほどいいと思っておりますが、まずは40%を目指すところです。

以上です。

○委員長（八尋一男君） いいですか。

○委員（佐々木忠孝君） はい、ありがとうございました。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 説明資料の7ページの医療費適正化のための取組に関してなんですけれども、今、医療費適正化に関して第4期ということで、2024年から2029年に向けての見直しというのが厚生労働省から指針みたいなものが出てくると思うんですけど、今、この実施状況はここに六つ挙がっていると思うんですが、コロナも明けて、厚労省の方針に沿って、少なくとも大丈夫なんですけど、今後また新たにやろうとしている取組があれば聞かせていただければと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（宮下無双君） 随時検討はしておりますが、今のところ具体的な新たな取組は挙がっておりません。

○委員長（八尋一男君） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第2号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第2号の件を原案のとおり認定することに異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第49号、令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明をいただきます。

課長。

○国保年金課長（高口 修君） では、議案第49号、令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

令和5年度筑紫野市特別会計補正予算書の1ページになります。内容につきましては、提案内容補足説明書により御説明をいたします。提案内容補足説明書の22ページをお開きください。

○委員長（八尋一男君） 大丈夫ですか。はい、お願いします。

○国保年金課長（高口 修君） 22ページになります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,697万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億6,722万3,000円とするものでございます。

歳出予算補正の内容ですが、1款1項1目の一般管理費を3,202万1,000円、補正増いたします。内訳は、システム改修業務委託料として、国民健康保険事務処理標準システム導入に3,073万4,000円、産前産後保険税免除に伴うシステム改修に128万7,000円です。

また、歳入超過額分の収支調整のため、9款1項1目予備費を5,495万1,000円増額いたします。

続きまして、歳入予算補正の内容です。6款1項1目繰越金を8,665万7,000円補正増いたします。これは、令和4年度事業決算において、歳入合計額から歳出合計額を差し引いた残額、これを令和5年度予算に計上させていただくものです。

続きまして、8款1項1目の健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金を31万5,000円補正増いたします。これは、出産育児一時金の額が増額されたことによる財政措置に伴うものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、執行部から説明を受けましたけども、質疑はございませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 歳入の分で31万5,000円が歳入で増額されてますけど、これは出産育児一時金額が今年の4月から50万円になったことに伴う財政措置というふうになると思うんですが、これも国の決定してきた金額なのか。何か算出根拠みたいなのが分かれ

ば教えていただきたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（高口 修君） 算出根拠ですが、国の補助金ということで、件数につきましては令和4年度に63件実績がございますので、63件に1件当たり5,000円の補助ということで、合わせまして31万5,000円が増えるという計算となっております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。ほかにありませんか。

私からですが、このシステム改修業務委託料3,073万4,000円、これは加入自治体というか、60市町村全体も同じ金額ですか。それともうち独自の3,073万4,000円ということですかね。

課長。

○国保年金課長（宮下無双君） それぞれ自治体ごとに現行のシステムの種類が違います。ですので、統一システムに移行する際にどの程度の作業量が生じるかは自治体のシステムごとに異なりますから、委託料も自治体ごとそれぞれになります。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第49号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第49号の件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

ここではほぼ1時間を経過しましたので、11時10分まで休みにしたいと思います。よろしくをお願いします。

————— . ————— . —————
休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○委員長（八尋一男君） それでは、時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を開いたします。

議題に入ります前に、説明の職員の方が入れ替わっておりますので、部長のほうから御紹介をお願いいたします。

○市民生活部長（杉村真子君） 職員入れ替わりまして、認定第6号、議案第52号の所管であります医療年金担当係長が出席しておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○医療年金担当係長（藤本光信君） お疲れさまです。医療年金担当係長をしております藤本と申します。よろしくをお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、認定第6号、令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

○国保年金課長（高口 修君） それでは、認定第6号、令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出の認定の件について、説明させていただきます。

説明にはお手元の縦判の資料、これも認定第6号と書いておりませんが、こちらの資料を使用させていただきます。

○委員長（八尋一男君） はい、お願いします。

○国保年金課長（高口 修君） では、後期高齢者医療事業につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

まず、説明資料の一番最後の6ページを御覧いただきよろしいでしょうか。

まず、後期高齢者医療制度の仕組みについて、御説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、老人保健制度から形を変えまして、平成20年から始まった高齢者の医療制度になります。対象者は、資料の一番下のところに書いてありますが、75歳以上の方、65歳から75歳未満で認定を受けた障害者の方となります。75歳になると、手続なく加入という形になります。

運営主体は、各都道府県に設置されました後期高齢者医療広域連合が行いまして、全市町村が加入しているところです。広域連合は、主に保険料の決定、被保険者の資格管理、医療を受けたときの給付などを行っております。

市の主な役割につきましては、保険料の徴収や保険証の交付、申請や届出の受付などとなっております。市では、特別会計によりまして予算計上を行い、被保険者からの保険料、この表でいう③のところですね、と、市の一般会計からの繰入金、②のところですね、を広域連合運営のための納付金として、①になりますが、支出しております。被保険者が病院で医療を受けたときの医療給付費、一番右の④ですが、これは、広域連合から直接医療機関に支払う仕組みとなっております。ここが国保と違うところでございます。

簡単な説明になりますが、このことを踏まえまして、令和4年度の筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定の件の説明をさせていただきます。

表に戻りまして、資料の1ページをお開きください。

1、令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業の概要となっております。この7行目になりますけれども、本市の令和5年3月末における総人口は、10万6,473人、そのうち後期高齢者医療の被保険者は、年間平均で1万3,226人になります。昨年比で716人プラスとなっております。総人口の12.42%程度を占めているところです。本市の令和4年度の医療費は約147億9,286万円と、前年度比5.9%の増となっております。これを後期高齢者医療被保険者1人当たりの平均で見ますと、約111万8,468円と、前年度比0.17%の増という形となっております。

続きまして、その下に、令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計決算の状況についてです。医療費の負担割合についてですが、次の2ページの一番上のグラフが分かりやすいので、それを御覧ください。後期高齢者医療は、医療費の約5割を国県市の公費で負担しているところです。その内訳は、国が12分の4、県が12分の1、市が12分の1となっております。それから、約4割を後期高齢者支援金、これは先ほど国保事業で説明しましたけど、いわゆる現役世代の国民健康保険や社会保険の保険料からの負担分となっております。残り1割を後期高齢者医療被保険者の保険料での負担となっております。

1ページに戻っていただきまして、中段より少し下になりますけれども、令和4年度の後期高齢者医療事業特別会計決算（案）の歳入総額が26億5,740万7,680円、歳出総額が26億914万7,736円で、差引き4,825万9,944円となっております。歳入の内訳は、後期高齢者医療保険料、督促手数料、前年度の繰越金、諸収入、一般会計からの繰入金が主なものとなっております。歳出の内訳としましては、総務費、広域連合への納付金、諸支出金となっております。後ほど決算にて説明をいたします。

次に、2ページ、一番下のほうですが、保険料収納状況のところですが、右側の収納率

ですが、特別徴収は100%となっておりますが、普通徴収も、高齢者の方につきましては納税意識の高い方が多いということで、全体の収納率は99.13%となっております。

3ページに移ります。

これは、医療費の推移を表しているものです。上の表の3番目を御覧ください。平成20年度の後期高齢者医療制度の発足以降、1人当たりの後期高齢者医療費は医療の高度化にかかわらず、多少の増減はありますけれども、令和元年まではずっと増え続けておりました。令和2年度は、新型コロナウイルスによる受診控えで減となっておりますけど、令和3年度は前年度比4.62%増と増加に転じておりました、令和4年度は、前年度比0.17%の微増となっているところです。

続きまして、4ページをお開きください。

決算額の前年度との比較の表となっております。後ほど決算書の中で御説明いたしますので、ここでの説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

続きまして、5ページの円グラフになります。

上のグラフ、歳入ですが、後期高齢者医療保険料と一般会計からの繰入金でほとんど全てを占めているところです。また、下の歳出のほうのグラフですが、99.5%が後期高齢者医療広域連合への納付金という形になっております。

説明資料での説明は以上となります。

これから決算書の説明をさせていただきます。

決算書の467ページからが後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出の決算書となっております。

まず、472ページをお開きください。

歳入合計額が26億5,740万7,680円に対しまして、歳出合計額26億914万7,736円、歳入歳出差引残額が4,825万9,944円となっております。この分は、後ほど令和5年度の9月補正予算で増額補正をお願いするということですのでございます。

次に、歳入から御説明をいたします。

474ページをお開きください。

左上の1款後期高齢者事業保険料、1項後期高齢者医療保険料の、右のページに行きまして、収入済額が12億8,201万6,350円です。内訳としましては、左のページ、1目特別徴収保険料7億3,757万4,480円、2目普通徴収保険料5億4,444万1,870円です。不納欠損はその右側、218万4,190円でございます。

その下の2款の使用料及び手数料は、収入済額7万9,700円です。督促事務の手数料となっております。

3款の繰入金は、事務費繰入金13億2,386万137円です。

4款の繰越金は4,459万4,434円で、前年度の繰越金となっております。

次のページ、5款の諸収入が685万7,059円で、延滞金、還付金及び還付加算金による収入となっております。

以上、一番下を御覧いただきますと、歳入合計額が26億5,740万7,680円です。

次に、歳出について説明いたします。

478ページをお開きください。

1款の総務費支出済額が1,163万5,657円です。国保年金課、医療年金担当職員の旅費、郵便料、その他印刷製本費等の事務費に充てております。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額が25億9,598万7,449円で、これは歳出予算の99.5%を占めております。

次に、3款の諸支出金は152万4,630円です。過誤納の還付金及び還付加算金となっております。

次のページですね。

4款の予備費の支出はございません。

以上、歳出の合計額が26億914万7,736円です。

以上で、令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算報告を終わります。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方は挙手をお願いします。ございませんか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 説明書での2ページの下のほうなんですけれども、滞納の繰越しに関して、収納率に関しては県全体の収納よりも10%ほど収納できてるという数字になってると思います。ここは何で10%も。その要因をお聞かせ願いたいのと、あと、逆にその上で現年度分でいくと、グレーの部分とオレンジの部分は県全体の収納率より少し落ち込んでるということは、将来的には、先ほど10パーも回収できてるんだけど、それが逆転してっちゃうのかどうかみたいなことなのか。ちょっとその数字についてお聞かせ願えれ

ばと思います。

課長。

○国保年金課長（高口 修君） すいません、休憩をお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 休憩に入ります。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○国保年金課長（高口 修君） 今、御質問にありました滞納繰越しの10%ほど収納率が県に比べて上がってるということですが、これにつきましては、滞納繰越しですので、実際に現年度で納税した方が多いという形になりますので、納税意識が高かったという要因、結果であることと思われま。

また、現年度分の徴収率についてですが、県全体の収納率よりはちょっと落ちてる場所ですが、収納率自体は年度ごとに上がっていく状況ですので、引き続き収納について、催促について収納課と連携しながら行っていくという形を取らせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。

○委員（赤司祥一君） はい。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第6号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第6号の件を原案のとおり認定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第52号、令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

課長。

○国保年金課長（高口 修君） それでは、議案第52号、令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

令和5年度筑紫野市特別会計予算書、37ページになります。内容につきましては、提案内容補足説明書にて説明をさせていただきます。

提案内容補足説明書の25ページをお開きください。

○委員長（八尋一男君） はい、お願いします。

○国保年金課長（高口 修君） 今回は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,825万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,341万4,000円とするものでございます。

歳出予算の内容は、2款1項1目の広域連合納付金を4,656万7,000円増額するものです。これは、令和4年度の保険料等負担金の精算分の額が確定した分と、令和5年4月1日から5月31日までの出納整理期間分の合計額、これは、令和5年度予算で支払うということになっておりますので、その額の一部を充てるものです。

また、4款1項1目予備費を169万2,000円増額するものです。

続きまして、歳入予算補正の内容です。4款1項1目の繰越金を4,825万9,000円増額するものです。これは、令和4年度事業決算において、歳入合計額から歳出合計額を差し引いた残額を令和5年度予算に計上させていただくためのものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたけど、質疑のある方はおられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第52号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第52号の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

では、職員入替えのため、少し休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時34分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議題に入ります前に、嵯峨部長がお見えですので御挨拶をいただき、職員紹介をお願いいたします。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 皆様、お疲れさまでございます。総務部、嵯峨と申します。

本日、総務部所管といたしまして、令和4年度決算の認定が4件、議案2件、所管事務調査を3件、御説明させていただきたいと思いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

では、まず、令和4年度の筑紫野市住宅資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定の件について、人権政策・男女共同参画課が参っておりますので、職員紹介をさせていただきます。

人権政策・男女共同参画課課長、谷でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 谷です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 人権政策・男女共同参画課、人権・同和政策担当係長、田川でございます。

○人権・同和政策担当係長（田川 誠） 田川と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） では、よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、令和4年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会

計歳入歳出決算の認定について、説明をお願いします。

課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、認定第3号、令和4年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

当特別会計については、決算書の391ページから406ページまでの掲載となっております。

まず、歳入についてでございますが、392ページを御覧ください。

1 款県支出金については、予算現額1,000円に対して、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

次に、2 款財産収入については、予算現額1万4,000円に対して、調定額、収入済額ともに2,817円でございます。これは、住宅新築資金等公債償還積立金を会計管理者が資金運用する際に発生する利子の収入でございます。

次に、3 款繰入金につきましては、公債費償還積立金の取崩しに係るものですが、公債費については、令和3年度末に完済しましたので、令和4年度においては取り崩す必要はありませんでした。

次に、4 款繰越金につきましては、調定額、収入済額ともに1,882万4,478円となっております。

次に、5 款償還金については、予算現額173万7,000円に対して、調定額4,635万5,072円、収入済額330万1,918円でございます。

次に、6 款諸収入については、該当する収入がございませんでした。

令和4年度の本特別会計の歳入合計は、予算現額2,057万8,000円、調定額6,518万2,367円、収入済額2,212万9,213円、収入未済額4,305万3,154円となっております。

それでは、続きまして、歳出予算についてです。

394ページをお開きください。

先ほど、歳入予算にて説明いたしましたとおり、令和3年度末に公債費については完済いたしましたので、歳出予算は1 款の総務費のみで構成されております。

1 款の総務費につきましては、予算現額2,057万8,000円、支出済額6万6,627円、不用額2,051万1,373円となっております。

以上、令和4年度の本特別会計歳出合計額は、予算現額2,057万8,000円、支出済額6万6,627円、不用額2,051万1,373円となっております。

したがいまして、令和4年度本特別会計の歳入と歳出の収支結果につきましては、396

ページに記載させていただいておりますように、歳入合計額2,212万9,213円、歳出合計額6万6,627円、歳入歳出差引残額2,206万2,586円となっており、この差引残高を令和5年度に繰り越すこととなります。

なお、397ページ以降に事項別明細書を掲載しておりますので、御参照していただければと思います。

続きまして、別添の3枚のA4サイズでホッチキスとめしております参考資料について、御説明させていただきます。

○委員長（八尋一男君） はい、いいですよ。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 1枚めくって2枚目の住宅新築資金等貸付事業令和4年度末の償還状況総括表を御覧ください。この資料につきましては、本特別会計事業に係るこれまでの全体の経過をまとめたものでございます。

本事業は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の整備改善を図ることを目的に、当該地域に係る住宅の新築、改修及び土地取得についての必要な資金の貸付けを市町村が実施する事業でございます。本市においては、昭和41年度から事業をスタートしており、貸付けについては平成8年まで行っておりましたが、現在は貸し付けた資金の償還のみを行って事業でございます。

それでは、資料に基づき説明させていただきます。

まず、1の昭和41年度からの貸付総体は、これまでに貸付けした人の人数と貸付けした金額の総計になっております。

次に、2の令和4年度償還者数でございます。令和4年度当初、13人の償還者がおり、年度中の完済者が一人おられましたので、令和4年度末の償還者は12名となっております。

次に、3の償還状況でございます。

(A)の貸付総体は、元金と利子を合わせまして、15億8,459万3,941円です。(B)の償還済額累計は、令和4年度末までに市に償還された額の累計で、元金と利子を合わせて14億5,074万469円でございます。(C)の償還免除額累計は、自己破産等により償還不能となった方を償還免除した額の累計です。これまでに、元金と利子を合わせて9,080万318円となっております。(D)の償還未済額は、元金と利子を合わせて4,305万3,154円で、これが令和4年度末における滞納額となり、今後償還していただく額でございます。

次に、4の元金償還率でございますが、令和4年度末の元金償還率は97.21%となっております。

5の公債費ですが、公債費総体の元金は、昭和41年度の貸付け開始から平成8年度の貸付け終了までの起債額の合計となっており、その利子とを合わせた総計額は16億7,358万6,162円となっております。この金額全額を令和3年度末までに償還しましたので、償還残額、いわゆる市の借金はゼロとなっております。

6の基金の推移でございますが、昭和55年度から基金の積立て、取崩しを行っており、これまでに積立てとして3億8,266万1,909円、利息として2,741万5,557円、取崩しを2億1,820万5,711円行いましたので、令和4年度末の残高は1億9,187万1,755円となっております。

最後になりますが、3枚目に、令和4年度末の償還未済額一覧表を添付しております。この一覧表は、令和4年度当初に償還していただいている人が13人いたのですが、その一人一人の償還状況についてまとめた資料となっており、参考資料として添付させていただいております。表の見方としては、左から、1から13までの一連番号、貸付総体は、元利込みの償還していただく総額、償還済額累計は、令和4年度末までに償還していただいた額、(B)の内訳の数字として、令和4年度中に償還していただいた額、最後が、令和5年度以降に償還していただく額となっております。令和4年度当初は13人いましたが、年度中に完済の方が一人おられますので、令和5年度以降、12人の方から償還していただくことになっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御認定賜りますよう、よろしくお願いたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はおられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第3号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第3号の件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

ここで、管財課が続きますので、これから休憩に入りたいと思います。

————— . ————— . —————
休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分
————— . ————— . —————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

職員が入れ替わってますので、部長から御紹介をお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 認定第9号から第11号で管財課が出席させていただいております。職員の紹介をさせていただきます。

管財課長の永利でございます。

○管財課長（永利俊美君） 管財課長、永利です。よろしくお願ひいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 管財課管財担当係長の永田でございます。

○管財担当係長（永田裕二君） 永田です。よろしくお願ひいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、認定第9号、令和4年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、執行部から御説明をお願いします。

課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、認定第9号、令和4年度二日市財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、御説明させていただきます。

決算書の514ページ、515ページをお開きください。

まず、歳入についてでございます。

1 款財産収入、予算現額291万3,000円に対しまして、収入済額が291万3,821円でございます。

次に、2 款繰入金、予算現額1,000円に対しまして、収入済額はございません。

3 款繰越金、予算現額42万4,000円に対しまして、収入済額が42万4,118円でございます。

4 款諸収入、予算現額2,000円に対しまして、収入済額が3,480円でございます。

合計いたしまして、予算現額334万円に対しまして、収入済額が334万1,419円となっております。

続きまして、歳出でございます。

516、517ページをお開きください。

まず、1款総務費、予算現額136万8,000円に対しまして、支出済額が103万808円となっております。

2款積立金、予算現額、支出済額ともに187万2,000円でございます。

3款予備費、予算現額10万円に対しまして、支出済額はございません。

以上、歳出合計、予算現額334万円に対しまして、支出済額が290万2,808円となっております。

518ページをお開きください。

歳入合計額334万1,419円、歳出合計額290万2,808円、歳入歳出差し引きまして43万8,611円の黒字となっております。

それでは、具体的な内容につきまして、次の事項別明細により御説明を申し上げます。

520、521ページをお開きください。

歳入の主な内訳について御説明させていただきます。

まず、1款財産収入、2項1目土地建物貸付収入の収入済額は292万2,860円のうち、湯町駐車場の使用料が287万7,600円となっております。

次に、3款繰越金の収入額は、42万4,118円となっております。こちらにつきましては、前年度の繰越金でございます。

以上が歳入の主な内訳でございます。

続きまして、524ページ、525ページをお開きください。

歳出についての主な内容でございます。

まず、1款総務費、1項1目一般管理費の支出済額が92万7,722円となっております。主なものといたしまして、27節繰越金の支出済額が77万円でございます。こちらにつきましては、当該財産区に係る事務を本市管財職員が行っているため、事務費負担として一般会計に繰り出すものでございます。

次に、2款積立金については、187万2,000円でございます。

以上が歳出の主な内訳でございます。

次の528ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額334万1,000円、歳出総額290万3,000円、差引き43万8,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、そのま

ま実質収支額といたしまして43万8,000円となっております。

続きまして、決算認定資料173ページをお開きください。

二日市財産区の財産に関する調書でございます。

土地建物ともに前年度からの増減はございません。

次に、174ページをお開きください。

積立金でございます。前年度末の現在高は6,480万5,053円でございます。ここに188万2,397円を積立いたしましたので、令和5年3月31日現在の現在高は6,668万7,450円となっております。

以上をもちまして、決算の御説明を終わらせていただきます。

なお、本決算につきましては、8月22日に開催いたしました二日市財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。

御審査の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第9号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第9号の件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定するべきものと決しました。

続いて、認定第10号、令和4年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明をお願いします。

○管財課長（永利俊美君） それでは、認定第10号、令和4年度御笠財産区特別会計歳入歳出決算内容について御説明させていただきます。

お手元の決算書、530、531ページをお開きください。

まず、歳入についてでございます。

1 款財産収入、予算現額23万8,000円に対しまして、収入済額が23万6,666円でございます。

2 款県支出金、予算現額71万6,000円に対しまして、収入済額が96万6,000円でございます。

3 款繰越金、予算現額111万3,000円に対しまして、収入済額は111万3,661円でございます。

4 款諸収入、予算現額2,000円に対しまして、収入済額はございません。

5 款繰入金、予算現額25万4,000円に対しまして、収入済額はございません。

合計いたしまして、予算現額232万3,000円に対しまして、収入済額が231万6,327円でございます。

続きまして、532、533ページをお開きください。

歳出についてでございます。

1 款総務費、予算現額227万3,000円に対しまして、支出済額163万702円でございます。

2 款予備費、予算現額5万円に対しまして、支出済額はございません。

合計いたしまして、予算現額232万3,000円に対しまして、支出済額が163万702円となっております。

次の534ページをお開きください。

歳入合計額231万6,327円、歳出合計額163万702円、歳入歳出差し引きまして68万5,625円の黒字という決算になっております。

それでは、具体的な中身につきまして、次の事項別明細により御説明いたします。

536、537ページをお開きください。

歳入の主な内訳についてでございます。

1 款財産収入、2 項 2 目利子及び配当金、収入済額13万3,130円でございます。こちらにつきましては、福岡県広域森林組合からの配当金によるものでございます。

次に、2 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金は、収入済額96万6,000円でございます。内訳につきましては、県の補助金71万6,000円、市からの補助金25万円でございます。

次に、3 款繰越金の収入済額が111万3,661円でございます。こちらにつきましては、前年度の繰越金でございます。

以上が歳入の内訳でございます。

続きまして、歳出でございます。

540ページ、541ページをお開きください。

歳出の主な内訳について御説明させていただきます。

まず、1款総務費、1項1目一般管理費の支出済額が42万5,302円となっております。主な内訳といたしましては、27節繰出金の支出済額34万2,000円でございます。こちらにつきましては、事務費負担として一般会計に繰り出すものでございます。

次に、1項2目財産管理費、12節委託料の支出済額が120万3,400円のうち、育林事業の下刈り業務委託といたしまして115万5,000円となっております。

次に、育林事業施行箇所について御説明させていただきます。

追加資料の1ページをお開きください。

こちらが御笠財産区の令和4年度の育林事業の位置図でございます。竜岩自然の家から右側のほうへ紫色で囲っている部分が財産区有地となっております。令和3年度に育林事業をした、黄色で囲った部分を、下刈り業務委託としまして4.63ヘクタールを実施しているところでございます。

以上が、歳出の主な内訳でございます。

それでは、次に決算書の544ページにお戻りください。

実質収支に関する調査でございます。歳入総額231万6,000円、歳出総額163万1,000円、歳入歳出差引額68万5,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、そのまま実質収支額として68万5,000円となっております。

続きまして、決算認定資料175ページをお開きください。

御笠財産区の財産に関する調書でございます。

御笠財産区が管理している山林についてでございますが、決算中の移動はなく、増減もなく、面積については、前年と変わっておりません。

次に、176ページをお開きください。

積立金でございます。前年度末の積立金が1,939万7,929円ございました。ここに469万2,024円を積み立てましたので、令和5年3月31日現在の積立金額が2,408万9,953円となっております。

次に、出資金でございます。福岡県広域森林組合への出資金の増減はなく、前年と現在高は変わっておりません。

以上をもちまして、決算の説明を終わらせていただきます。

なお、本決算につきましては、8月23日に開催いたしました御笠財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。

御審査の上、認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第10号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第10号の件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第11号、令和4年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

○管財課長（永利俊美君） それでは、認定第11号、令和4年度平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の内容について御説明させていただきます。

決算書の546、547ページをお開きください。

まず、歳入についてでございます。

1 款財産収入、予算現額101万8,000円に対しまして、収入済額が102万1,362円でございます。

2 款県支出金、予算現額1,000円に対しまして、収入済額はございません。

3 款繰入金、予算現額1,000円に対しまして、収入済額はございません。

4 款繰越金、予算現額481万9,000円に対しまして、収入済額481万9,884円でございます。

5 款諸収入、予算現額2,000円に対しまして、収入済額はございません。

合計いたしまして、予算現額584万1,000円に対しまして、収入済額が584万1,146円でございます。

続きまして、歳出でございます。

548ページ、549ページをお開きください。

1 款総務費、予算現額217万8,000円に対しまして、支出済額が154万8,380円でございます。

2 款積立金、予算現額、支出済額とも356万3,000円でございます。

3 款予備費、予算現額10万円に対しまして、支出済額はございません。

合計いたしまして、予算現額584万1,000円に対しまして、支出済額は511万1,380円でございます。

次の550ページをお開きください。

歳入合計額584万1,246円、歳出合計額511万1,380円となっており、差引きいたしまして72万9,866円という黒字の決算となっております。

具体的な内容につきましては、次の事項別明細により御説明させていただきます。

552ページ、553ページをお開きください。

歳入の主な内訳について御説明させていただきます。

まず、1 款財産収入、2 項財産運用収入の収入済額が102万1,362円となっております。主な内容につきましては、財産区有地内の電柱貸付けといたしまして67万8,496円でございます。

次の2 目利子及び配当金の収入済額は34万2,780円でございます。こちらにつきましては、福岡県広域森林組合からの配当金でございます。

続きまして、554ページ、555ページをお開きください。

4 款繰越金の収入済額は481万9,884円となっております。こちらにつきましては、前年度の繰越金でございます。

以上が歳入の主な内訳でございます。

続きまして、556ページ、557ページをお開きください。

歳出の主な内訳についてでございます。

まず、1 款総務費、1 項1 目一般管理費の支出済額が112万4,080円でございます。主な内訳といたしまして、27 節繰出金の支出済額が101万円でございます。これは事務費負担として一般会計より繰り出すものでございます。

次に、558ページ、559ページをお開きください。

3目林道費、18節負担金補助及び交付金支出済額につきましては、30万円でございます。この内訳につきましては、九千部道路の管理会への負担金でございます。

次に、積立金、支出済額が356万3,000円でございます。

以上が主な歳出の内容となっております。

次に、560ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額584万1,000円、歳出総額511万1,000円、差引きいたしまして73万円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんのでそのまま、実質収支額も73万円となっております。

続きまして、令和4年度の決算認定資料、177ページをお開きください。

こちらにつきましては、平等寺山の財産に関する調書でございます。令和4年度の直営林及び分収林につきましては、決算年度中の増減はありませんでした。

続きまして、178ページをお開きください。

積立金でございます。昨年度末の積立金が5,954万8,572円ございました。それに5,050円積み立てましたので、令和5年3月31日現在の現在高は5,955万3,622円となっております。

続きまして、出資金でございます。福岡県広域森林組合の出資金として、決算年度中の増減はありませんので、内容については変わっておりません。

以上をもちまして、決算の説明を終わらせていただきます。

なお、本決算につきましては、8月24日に開催いたしました平等寺山財産区管理会におきまして御同意をいただいたところでございます。

御審査の上、認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございました。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

高原委員、どうぞ。

○委員（高原良視君） 事務費繰出金、5財産区トータルでは幾らになっていますか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 事務費の繰出金については、5財産区でございます。それをそれぞれ均等割と事務量で割っておりますが、負担金につきましては360万円、合計いたしましての事務費負担となっております。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。

○委員（高原良視君） はい。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第11号の件について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第11号の件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を13時から行ないますのでよろしくお願ひします。

休憩 午後0時13分

再開 午後1時00分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第43号、筑紫野市用品調達基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から説明を求めます。

課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第43号筑紫野市用品調達基金条例を廃止する条例の制定について、御説明させていただきます。

まず、用品調達基金条例の制定でございますが、平成8年度以前は、一部の文房具につきましては、会計課において大量購入を行い、各課へ配付しておりました。会計課の在庫管理等が煩雑であり、また、各課におきましては独自で購入を行う場合が多く、品目及び

購入価格も様々であり、予算執行上の課題となっております。

そこで平成8年度、物品管理システムの導入に伴いまして、管財課から一括発注、一括の支払いが可能となったため、各課で使用する品目を統一することを目的に、管財課において、最低価格業者と単価契約を行い、経費削減を図ったところでございます。

なお、業者への支払いに当たっては、各課の支払うべき予算部分をプールしておくために用品調達基金条例等を制定し、用品調達基金の中から一括支払いをしておりました。

用品調達基金設置の廃止についての経緯でございます。

追加資料、用品調達のフローチャート図を御覧ください。こちらです。よろしいですか。

○委員長（八尋一男君）　お願いします。

○管財課長（永利俊美君）　改正前は、まず、各課からの用品要望を聞き取り、用品選定委員会を開催し、単価契約の商品を決定しております。その後、管財課にて単価契約の締結を行います。単価契約締結後は各課にて物品等購入依頼書を作成し、管財課にて業者に対し一括発注をします。業者は、これを受けて管財課や各課への用品納入を行います。納入後は、納入確認や各課からの用品購入部分の代金を確認後、管財課にて一括支払いを行っております。

この用品調達基金につきましては、購入期間を設けており、すぐに購入できないことや、業者の支払いが全ての納品確認後になるため、支払い処理までに1か月以上かかること、また、各課の入金等が雑多であるとの問題があったため、単価契約自体は引き続き行い、事務の手続を簡素化する見直しに向けて検討を行ったところでございます。

その中で業者のほうから、各課にて発注、納品、支払いすることについては問題ないとの回答があったため、管財課で一括発注、支払いする必要性がなく、各課で発注、支払いが可能であり、取りまとめに要する時間等を廃止し事務の効率化が図れるほか、用品調達までの期間短縮が見込まれます。また、用品の単価につきましては、今までと同様に単価契約を継続することで、経費削減が見込まれます。

それでは、下段の改正後のフローチャート図を御覧ください。

引き続き、各課からの用品購入の要望を取り、管財課にて精査し、商品決定を行います。その後、単価契約を行い、締結後は各課にて発注、納品、支払いを行います。このことから、用品調達基金の必要性が解消されたため、今回、筑紫野市用品調達基金の条例を廃止するものでございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。御審査の上、御可決賜りますようよろしくお

願いたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。

今回、これを廃止というところで、それは全然効率よくなっていいのかなというふう
思うんですけど、1個だけ、一般会計の補正予算になくすると思いきや、15ページに管財
課の用品調達基金の補正増が200万あっているものの関係性がちょっとよく分からなかつ
たのでお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 今回、補正予算を上げている理由といたしましては、用品調
達基金の中に今、200万円ありますので、それを廃止することによってそれを一般会計に
戻すような形の手続を取っておるので、今回、補正予算を組まさせていただきました。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第43号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第43号、筑紫野市用品調達基金条例を廃止する条例の制定についての件を原案のと
おり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべき
ものと決しました。

暫く休憩に入ります。

—————・—————・—————
休憩 午後1時07分

再開 午後1時08分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 職員が入れ替わっておりますので、部長より御紹介をお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、今回、議案、財産（物品）の取得についての1件と所管事務調査3件、危機管理課が参っておりますので、出席する職員を紹介いたします。
危機管理課長の中村でございます。

○危機管理課長（中村昭治君） 危機管理課、中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 危機管理課危機管理担当係長、森田でございます。

○危機管理担当係長（森田健太郎君） 森田でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、議案第42号、財産（物品）の取得についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） それでは、議案第42号、財産（物品）の取得について御説明をさせていただきます。

提案内容補足説明書、3ページを御覧ください。

契約件名、消防ポンプ車御笠分団4号車更新、納入場所、筑紫野市大字吉木、納入期限、議決通知の翌日から令和6年9月30日まで、納入車両の主な使用については記載しておるとおりでございます。

説明については以上です。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） このポンプ車なんですけれども、令和3年に購入されてるときは2,000万弱ぐらいで落札されてたと思うんですが、今回2,400万ぐらいになっておりますが、これは装備が違うのか、それとも物価高によるものなのか、お尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 仕様については令和3年度に購入した車両にほぼ準じて

おるところですので、物価上昇による価格の引上げだというふうに認識をしております。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

それじゃあ、どうぞ、山本委員。

○委員（山本加奈子君） この御笠分団の4号車、大体何年使ったら老朽化というふうになっているのか、お尋ねいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 消防団が所有する車両については、消防ポンプ車が9台ございます。この消防ポンプ車にあっては、基本的には耐用年数を購入から20年と勘案し、車両の状況を見ながら、これまで順次更新を図ってきたところです。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君） この契約の方法については、競争入札であったり随意契約であったり、そういうものの分の表示はありましたか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 議案書24ページ、そちらのほうに記載しておりますとおり、取得の方法にあっては指名競争入札でございます。取得の相手方については、福岡市中央区平尾三丁目17番6号、GMいちほら工業株式会社となっております。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。どうぞ。

○委員（高原良視君） 大体ね、私が言ってるのは、入札結果の分でそういうことをずっと載せてしてたじゃないですか。そういう必要性はないんですか。業者名をずうっと書くじゃない、そして、そこで金額を書くじゃない、そして、最終的にここの今のところが落札というふうに。そういうものじゃなかったですか。

○委員長（八尋一男君） 意味は分かりますか。

休憩に入ります。

————— . ————— . —————
休憩 午後1時12分

再開 午後1時18分
————— . ————— . —————

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 入札の状況につきましては、後ほど資料を提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ほかにございますか。

私から1点ですが、御笠の消防ポンプ車購入で、これで一応20年のサイクルというか、それは終わったんですかね。それともまだどこかの分団で発生するということはあるんでしょうか。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 消防ポンプ車自体の更新はこの4号車で一回り更新が終わったという形になります。引き続き、前に購入した車両が更新時期、20年を経過した段階でまた新たな更新計画を、車両の状況も含めて確認しながら行っていくということになるかと考えております。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第42号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第42号、財産（物品）の取得についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

それでは、次は、所管事務調査に入ります。

災害時用備蓄品管理について、説明を求めます。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） すみません、審査に入る前に先立ちまして、先日本配りして

おりました資料に誤りがございましたので、誠に申し訳ありませんでした。本日、訂正した資料を、朝、机上に置かせていただいておりますので、そちらの資料で御説明をさせていただきますと思います。誠に申し訳ございませんでした。

○危機管理課長（中村昭治君） 申し訳ございませんでした。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。熱心にいろいろ検討してもらって再提出があったという形に理解をしております。

皆さん、お手元にありますか。

それでは、執行部から説明をお願いします。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 災害時用備蓄品管理について説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

初めに、1次避難所、各避難所の場所がどうなっているかという状況を簡単に記載させていただいております。1次避難所にあつては、各コミュニティセンター、生涯学習センターなど、福祉避難所にあつては、カミーリヤ、2次避難所にあつては筑紫野市立の小中学校になっております。

（1）備蓄品の内容及び数量についてですが、資機材、備蓄品を置いてある場所を中心に記載をさせていただいております。一番上の発電機であれば、本庁ほかに3台、1次避難所に8台、福祉避難所でゼロ台、2次避難所15台、合計の26台、この発電機にあつては、年に1回危機管理課の職員のほうで点検をしております。以下、ワンタッチテントからずっと続いてまして、このページについては、非常用バッテリーまでそれぞれの表のとおり記載をしておるものを備蓄しておるような状況です。

資料の2ページをお願いいたします。

2ページの上段の表も、引き続き備蓄品の内容、数量でございます。生理用品は本庁ほかに5,946枚から、最下段の乳児用ミルクまでをそれぞれ記載をしております。食料品にあつては、下段に記載しておりますが、（2）の賞味期限、これはそれぞれ年度内に期限を迎えるものの数量を記載させていただいております。一番上段のアルファ米白米、個包装であれば、令和5年度までが250食、令和6年度までが300、以下、7年度500、8年度末250、9年度末800、10年度末までで750、合計の2,850ということで、乳児用ミルクが、6年度末までに266というような記載でまとめさせていただいております。こういった食料品にあつては、この記載にある賞味期限ごとに更新を図りながら、備蓄に努めて

いるところでございます。

説明については、以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、何か質問がある方、ございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） いろんな品目を書いてあって、数字も書いてあります。そうした根拠みたいなのは、大体こんなふうだからこれぐらいそろえておく必要があるという、そういう何か根拠みたいなのはありますか。議論されたかどうかですね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 災害時に使用する備蓄品にあつては、従前から備蓄に努めてきたところでございますが、令和4年の4月に改めまして筑紫野市の備蓄計画というものを定め、計画策定をしたところです。その中に、どういったものが必要であるかという記載をそれぞれの数量等の目安も設けながら、それに沿った形の備蓄を進めていっておる状況でございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。どうぞ。

○委員（上村和男君） だから、聞いているのは、令和4年にそういう計画をみんなで決めていると。どこで決めたか分かりませんよ。内部でもそういう議論をしたか。どこかでそうしてるんでしょうから。その根拠にしたようなところはどうですかと。よその状況だとかを少し調べてみたら、あるいは近隣の状況からして、ここの近くだったら朝倉が一番近いね。災害を受けてるところですから。あそこの話だとか、熊本の震災のときのとか、いろいろ近隣でも経験があると思うんです。そういうところの経験を聞きながら、大方こんなところかなというふうにしていきますと。ただ、大人用紙おむつ420という何人分になるんだろうかと思ってみたいね、いろいろすると、3日間もつかないとか、2日間持つんですかとかいうふうになるので、実はこうこうですよというふうなよその経験からしてこうであったとかね。そういうのが根拠に何かあると分かりやすいなと思っているんですけど。これが妥当かなとかいうときにね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 先ほど説明した備蓄計画を策定する際に、まず、行政による備蓄の対象人口でございますが、最大で見込まれておりますのが、福岡県が作成した

地震に関する防災アセスメント調査報告書、これが平成24年の3月に発刊されております。ここの被害で、筑紫野市において警固断層に起因する地震が起こった場合に最大の避難者数が3,897人という想定がございましたので、こういった対象とする者については4,000人を対象に計画策定をしたところでございます。その4,000人に対して、令和2年の国勢調査に基づく年齢別対象人口の割合を出しております。ゼロ歳児であれば大体1%の40人、以下その年齢区分ごとに出しながら、1歳児も1%、2歳児から69歳が78%で3,120人、70歳以上が19人、そして、10歳から55歳における女性が27%等々で、要介護3以上の方が1%の40人というようなところから、そういったところから先ほど出た生活用品等々の必要数を算出した上で行っておるところです。

行政として市が備蓄する分については、一応1日分以上を目標にするというふうに定めて、この計画の中ではしております。これにあつては、基本、現在で大体3日分ぐらい必要であろうというようなところですけど、まず、被災した現場である市にあつて最低でも1日分以上現物を確保してほしいと。それ以降にあつては、県が備蓄しているものであったり、流通からの救援物資の供給であったりというところを受けながら被災に対応するというようなことでこの計画自体を策定しております。

他市の状況、ほかの備蓄計画を参考にしながら、必要そうな備品についてもでき得る限り記載ができるように原課のほうで調整をさせていただいたところですよ。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 上村委員、いいですか。どうぞ。

○委員（上村和男君） 申し訳ないんですけど、福祉避難所というのはカミーリヤのことですよね。カミーリヤは上から三つ、みんなゼロなんですけど、ここにはそういう必要とする人は避難してこないという想定なんですかね。福祉避難所だから、私は1度だけ見に行ったことがあるんですよ。障害者がどういうふうに避難をしてくるんですかと言ってね。そういう人たちがおいでになりましたよ、職員がね。だけど、まだ十分でなかったの、「2階です」とか言って、「2階のどこですか」と言ったってちゃんとしてなかったときもあったので、そのうちちゃんとしていくんだろうと思ってましたけど、そうすると、これはカミーリヤ自身が既にあるということなんですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 災害時、避難所として開設としたときに使用する資機材等については、それぞれ既に所管課、施設にあるものも活用する場合もございます。この

表に記載しているものにあつては、危機管理課として備蓄に努めた数量を記載させていただいておるところです。必要なものがあれば、福祉避難所であれば、市が保管してないもの等々にあつては、県が様々な団体、機関と協定を結んでおります。必要な資機材については、そういう福祉施設に対応した資機材を供給していただくように考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 上村委員は、何となくまだ合点がいかない。

私からちょっと言いますと、要は、危機管理課で管理してる分はそうですよ、あとは所管課がやってる分はそうですよ。そうじゃなくて、やはりこれは危機管理課が筑紫野市全体を統括するのであれば、そういうことも含めてこういうリストに上げるべきじゃないですかというのが上村委員が言いたいことではないかなと思うんですが、その辺はどうですかね、課長。どうぞ。

○危機管理課長（中村昭治君） 所管として整備したものを全て危機管理課のほうで活用できるかという、そういうわけでもございません。今回にあつては、その施設ごとそれぞれの所管が管理しているものについては、ちょっと除外させていただいたところがございますが、今後、こういうふうな数量等にあつては、危機管理課のほうで十分に把握できるよう努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） よろしくをお願いします。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、先ほど令和4年4月に備蓄計画を策定されたということだったんですが、これはもらうことというのはできるのでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 市が策定した資料でございますので、提供することは可能です。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。

○委員（山本加奈子君） じゃあ委員会としてもらってもよければお願いしたいと思いませんけど。

それともう1点ですね。さっき上村委員がずっとおっしゃってたので本当にそうだなと思うんですが、全部本庁舎ほかだけにあつて、例えば生理用品とか、これだけの数の生理用品が本庁だけで、ほかの避難所には1個もないのかなとか不安になるんですよ。それ

は乳児用ミルクだったり、ほかに哺乳瓶であったり、あと、防護服だったりとか1か所だけにあるのは置くところがないとか、そういう何かしら理由があってされているのか。もし必要になったときは本庁舎から避難所のほうに持っていくというふうな考えでこうされるのか、お尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） それぞれの避難所に必要となる物資の要請があった場合は、それぞれの場所に、本庁にある物であれば本庁舎から、災害対応するときに物資調達班という班を編成しておりますので、そういった班を中心にそれぞれの避難所にお届けするようにしております。備蓄品の保管場所にあっては、保管に適した場所を選定しながら、それぞれの施設においても保管場所に限りがございますので、そういったところを勘案しながら備蓄場所を選定しておるような状況です。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 先ほど、危機管理課で把握してる分ですよと言われて、私はこれを頂いたときに、1次避難所と2次避難所で、2次避難所になってる小中学校は数が合わないなって。ないところもあるのってまず聞こうと思ったんです。これは1次避難所と2次避難所のそれぞれの場所の明細を出すこと、これは可能ですよね。それぞれの明細。一番上に8とか15ってあるんだから、それはじゃあどこに15位置すると、そういうのはあるんでしょう。今は危機管理課がつくってあるのがあると。それを知りたい。そうすると、1次避難所、2次避難所でない物が出てくるんじゃないのというのと、もう一つは、避難されてくる市民にしてみたら、そこの避難所に何が何個あるかというのは、やっぱり全部把握しておかなくてはいけないんじゃないんですか。所管がそれぞれ配備しているものは分からないじゃなくて、これをそのまま各所管に配ればいいじゃないですか。その所管で配備してるやつは、これに全部課名と個数を入れてくださいと。そうすると、全体的な個数が出てきて、じゃあそれぞれの1次避難所には合計幾つある、2次避難所には幾つあるというのが出て、全体的な市としての備蓄管理というのが管理できるんじゃないんでしょうか。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 今、提出しております資料の数量、それぞれの保管場所

ということでしたので、内訳につきましては速やかに提出をさせていただきたいと考えております。

全体の数量を把握すべきということで御意見いただきましたので、そういうことを踏まえながら、今後、努力してまいりたいと考えます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） よろしく申し上げます。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） すみません、ちょっと私が無知なだけだったら申し訳ございませんが、2ページの(2)番の賞味期限に関してなんですけれども、例えば5年度末までの一番左の列に関しては1,150個があと半年ぐらいで賞味期限を迎えると。下から3番目の菓子類に関しては6年度末までに1,440あって、多分右にもっと新しいのがどんどん減ってるということは、恐らくこの1,440も1年半後に結構余るだろうと。こういった余ったものというのはシンプルに破棄をしてるのでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 賞味期限内のもので間近なものにあつては、出前講座等を開催したときにこういうサンプルがありますよということをお配りしたりしております。全ての数量がそこではけるのかといいますと、そこはなかなか難しいところがございますので、そういうふうに活用できる……、市では備蓄として今後使えないなというようなものに関しては、そういった機会を捉えながら配布をしたり、職員も災害対応で多数出勤してまいりますので、そういったときに期限が切れたものを職員に提供して食料の代わりにする場合がございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 引き続き所管事務調査、災害警戒本部・対策本部の立ち上がりから災害対応までの流れについて、説明をお願いします。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） それでは、説明をさせていただきます。

資料1ページを御覧ください。

初めに、（１）災害警戒本部の設置基準について御説明をさせていただきます。

区分としては、気象状況等を目安にしながら設置の基準をつくっておるところです。風水害にありましては、大雨警報、洪水警報が発表されたとき、台風接近に伴い、本部員会議、部局長会議が必要と認めた場合にあっては、警戒本部を立ち上げることになっております。地震にあっては、震度４を観測した場合、警戒本部を立ち上げるということになっております。

（２）災害対策本部の設置基準についてです。

こちらのほうも気象状況等の目安によって、警戒本部から対策本部に切り替えるということにしております。風水害にあっては、土砂災害警戒情報、河川水位が避難判断水位の発表があったとき、台風接近に伴い警戒本部が設置されており暴風警報が発表されたとき、地震にあっては震度５弱を観測した場合には、警戒本部ではなく、対策本部として設置し、災害対応に当たるというふうに取り組を行っているところ です。

次に、（３）災害支援情報についてです。

自然災害があつて被災された場合がございしますので、そういった災害に関わる被災された方への支援情報については、市の公式ホームで周知をしておるところでござい ます。その支援情報につきましては、２ページ以降、それぞれ、今、ホームページ上で記載して おるものを掲載しておりますので、御確認をお願いしたいというところ です。

説明については以上です。

○委員長（八尋一男君） 説明ありがとうございました。

質疑のある方はございせんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 資料ありがとうございます。

今回、これを調査で出させていただいたのは、今回、７月の豪雨等ありまして、やっぱり市民の方たちの中で、ちょっと所管は違うかもしれないんですけど、罹災証明書を出すときの状況であるとかに、今出してくださってるこの２ページ以降のこういうのが、ホームページにアップされるのが今回はちょっと遅かったのかなと。日頃からやっぱり罹災証明とはどういうものでこういうときに使えるから、災害があつたときには被災された場合、これを出したら後々で消毒してもらえるよとか、もしかしたら床上浸水になった場合は１万円のお見舞金が出るとかというようなことは、やっぱりなかなか知らない方もいらっしゃる ので、例えばハザードマップの中に入れるなり、周知というものができないのかなと思

ったのが一つありました。

それが1点と、もう一つは、毎回大体災害というか、越水したりとか浸水したりするところは災害対策本部は把握されると思うんですけども、その後の庁内の連携で対応するというんですかね、何ていったらいいのか、すみません、言い方が下手で申し訳ないんですけど、毎年どうしても災害対応が必要なところが出ると思うんですけど、その対応というのは庁内の中で把握をして、災害対策本部でも把握をして、今後そうならないような取組にどんなふうを持っていったのかなというのがあるんですけど。すみません、言い方が下手で。わかりますかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） まず、周知のタイミングですが、発災した後に、今、ホームページに記載してるものについては、7月20日の時点で更新をして公表させていただいたところです。発災前から周知ができないかという御質問でしたが、このページ自体は災害警戒本部等を立ち上げたときに、市のホームページを災害用のページに切り替えるようになります。その時点でもこういう支援情報が残るようにしておりますので、そういった発災が起り得る状況にあれば、そのホームページで見れるようにもしていますし、今回にあってはその支援策をきちんと取りまとめ、それぞれの所管が複数にわたっておりますので、まず確認作業をしながら、できる限り早めの情報提供ということに努めたところであります。

ハザードマップとかに載せられないかということでございますけど、冊子の作成に当たっては令和3年の6月に全戸配布したものがまだございますので、今後、更新するときにまたその時点での検討になるのかなというふうに考えております。

あと、最後の質問、本部として把握した被災箇所にあつては、当然災害対応を危機管理課だけが行ってるわけではなく、それぞれ先ほど説明した物資調達班であったり、建設班であったり、様々な班をそれぞれの課で編成しながら、その災害対応に当たっております。災害が繰り返し起りそうな危険箇所にあつては、水防協議会という協議会の中で年に1回、重点水防箇所という危険箇所を巡回しながら、災害時には特に注意を払うようにしておるところです。

災害が発生しにくくする、例えば起りにくいようにするというのは、それぞれ道路であれば道路管理者、河川であれば河川管理者等々が、それぞれの所管においての検討を進めて、対応できるものから順次対応を……、市としては対応できるものにあつては、都度

都度実施しているというふうに認識をしております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。

具体的に言うと、一つ、今回、杉塚の公民館が浸水してるんですよね。大体杉塚公民館の周りは毎回かなり水位が増すんですけども、そこが市民の方から全然よくならないと。どうすれば改善できるのかというのを聞かれるものですから、対策本部でその把握はされてますよね。把握はされてて、その後のその現状がちゃんと今後の対応に対する建設・土木のほうに状況の把握が行ってるのかなというのをちょっと確認したかったんですけど。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 様々な自然災害が発生した場合、基本的にはそれぞれの地域からの通報により現地を確認する場合がございます。あと、職員がパトロール等々で発見するケースもございます。

じゃあそういう状況が次に起こり得ないようにするためにどうしたらいいのかということとは、やはりその原因というのは一つではない場合が多いと認識しております。様々な要因が複合的に絡み合いながらそういう被災が起こるケースというのがあるということだろうと思っておりますので、すぐに解決できるものもあれば、年数がかかるもの、もともと原因が取り除きにくいものというの中にはあろうかというふうに思いますが、所管にあって様々な検討がなされ、対応できるものにあってはできる限り対応を行っているというふうに考えております。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質問を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、防災士の活用について、執行部の答弁をお願いします。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 防災士の活用について御説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

初めに（1）福岡県防災士養成研修・試験を受講して防災士資格を取得した人数を記載させていただいております。期間にあっては、令和2年度から令和4年度まででございます。

す。コミュニティ別に記載をしております。二日市コミュニティであれば28人、以下二日市東、山口、御笠、山家、筑紫、筑紫南の人数を記載しております。合計で90人という状況でございます。

下段の表にあつては、参考でございますが、防災士資格を取得するまでの費用として、通常であれば、受講料、受験料、登録料等で6万3,800円の費用を要するものですが、福岡県防災士養成研修・試験を受講した場合にあつては、合計の1万2,000円の費用がかかるというところを記載させていただいております。

説明については、以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま説明を受けましたけど、質問がある方ございませんか。佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） すみません、この資格は毎年更新しなくちゃいけないものなんでしょうか。1回合格すればずっと半永久的に認定されるものなんでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 更新とか有効期限はないものになってます。認証を受けた方はずっと防災士であるというようなところです。

○委員（佐々木忠孝君） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございました。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 資料ありがとうございます。

今、この筑紫野市内の中で県の補助金を使いながら90名の方が……、自分で取った方もいるのもっといらっしゃるとは思うんですけども、90人いらっしゃるといことで、福岡県のホームページのほうを見ると、防災士の資格を取ったらどういときに活動例があるかというところの一つに、災害が発生したときは避難所の運営などというのも明記がされております。今、各コミュニティで安全安心部会なりいろんな部会があつて、そこで防災士資格を取られた方は常日頃、忘れないように勉強会が月に1回あつたりしてるコミュニティもあります。よく皆さん言われるのが、せっかく取ったのに災害が起きたときにどうしていいかわからないというようなお声があるのも事実です。例えば今、コミュニティとかで自主防災組織で避難所として開設されたときに、要請があれば手伝いに行ってもいいんだけど、行っていいのかわ行って悪いのかもわからないから、せっかくお金出してもらって取っているのに、何か市でもう少しリーダーシップを取っていただいて、各コミュ

ニティのほうからそういう指示みたいなのがあればもっと活動できるんじゃないかという
ような声もあります。例えば大野城市とかでも、市で防災士連絡会を発足しているところ
もあるので、そういうお考えは市ではどうなのかというのを一つ質問します。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 現時点では、市が主導的に防災士連絡会など市内の防災
士の皆さんを組織化する予定はございません。

防災士は、山本委員説明の中にありましたけど、自助、共助、協働を原則として社会の
様々な場で防災力を高める活動が期待されている方々になります。そのために知識と技能
を習得するためにこういう研修を受けた上で、NPO法人日本防災士機構が認証される
というものです。地域での防災活動に係るリーダーとしての役割が期待されており、コミュ
ニティ運営協議会や自主防災組織において防災活動の中核として役割を担っている方も多
くいるというふうに聞いております。まずは、やはり地域での防災活動に取り組んでいた
だくの市としては期待しているところです。

市は、防災の取組についても地域との連携というのは不可欠であるというふうに考えて
おりますので、そういった地域との連携の中で様々な防災士も含めた連携が図れていけば
というふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 山本委員、いいですか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 市としては、防災士というのを市の防災の場面でどう活用するか
というのは考えていないということですね。防災士はあくまでもコミュニティの人たちの中
で活動していただいてという、それはあなたたちが希望してるだけであって、少し研修
も受けてますから、そういう人たちが役割を果たすような地域の防災活動計画、あるいは
そういう推進母体をつくってくださいというようなことを市役所が言うことはありません
ということですか。

要するにね、防災士の活用についてだったから、こっちが出したのかもしれないので、
どういうことかなと。どういうふうに活用していくのかなというふうに思ってたもんだか
ら、そういう話が聞けるのかなと。最近のようになってくると、災害が多発してますから、
そういう中でどういうふうにこういう人たちが役割を果たしてもらえるようにするつもり
なのかというのがあったもんですから、それは地域でやってくださいという話だと、この

防災士の研修を受けるために県が補助金を出したんですかね。そうすると、そういうのは市が手続をしてやったんですか。それとも直接本人がやったんですかね。市がやっぱりこういう人たちが受けるので補助金を出してやってくださいとやったのではないかというふうに思ってるもんだから。そこまでしていたら、あなたたちは何か考えていたのかと。何も考えていなかったのなら、そうですかというね。そうすると、防災士になった人たちが、私たちは何をするんだろうと言ってる人も中にはいますからね。進んで自分でやってる人もいますけど。だから、少し手間暇かけてわざわざつくったのをどう生かしていくかというのを相談したらどうかと思いますが。さっきの話だと、相談の余地がないという感じだとね、それは……。市は金を出してないんですね。口は出した、手は出した。手ぐらいは出したんですか。手続するときには手伝ったりしたんですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） この福岡県防災士養成研修を受講される場合にあっては、市のほうから各コミュニティ運営協議会のほうに照会をかけて、希望者、受講される方はおられませんかと。推薦されて受講される方がおられれば、取りまとめて連絡をお願いしますということで、そういった各協議会から出た名簿を基に市が県に受講者としての申請手続などを行っております。コミュニティからこの人をどうだというふうにお名前を挙げていただくようなこととなっておりますので、市が防災士を全く使わないのかということではなく、地域で様々な取組と一緒に、その中にやはり防災士の方も地域の中での活躍をしていただきながら、市ともそういった場面で様々な連携していく必要性というのは、先ほど答弁したとおりでございますので、そこについては私どももきちんと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） もうあんまり言いたくないので言いませんが、一つだけ言いますね。試験やこういう講習を受けてみませんかというのを各コミュニティに要請して出したら、こういう90人の人が防災士に改めてなられました。そうしたら、それから先は各コミュニティと市はこういう人たちを生かした活動ということは話し合ったこともないんですね。

要するに、あなたたちが地域コミュニティにね、何人ぐらい出してくれと言ってるから、応募したけど人数に入るだろうかといって、現場ではそうだったんですよ。それで応募して行ってるんですよ。そして、あなたたちは、なった人たちはほったらかして自分で勝

手に地域コミュニティでやったらどうですかという話だと、あなたたちは何をしてるんですかと。金は使ってません、でも口と手だけは市役所が使ったんでしょう。何の目的もなく自分たちで動いたのかと。その目的を生かすために各コミュニティと、今、こんな話合いをしていますというのはあれば、私は、ああ、そうですね、やっぱり地域がしっかりしていかなければいけないので、地域が立ち上がっていけるように、そういう人材養成のようにつもりでやってきたんですねというふうに、ぱっとなるわけですよ。ところが、次の手だては各コミュニティ任せになってるのか。コミュニティには人を出せと言っておいて受講させて、キャリアを積むために年に1回ぐらい行かなければいけないですもんね。

○委員（高原良視君） 上村さんが意見を言っていますけど、地域コミュニティの中で盛り上がらないと、実際役所のほうから災害のときに動ける体制もないし、だから、日常の中で各地区の七つのコミュニティがありますよね。その中で今、コミュニティ推進課が地域コミュニティの分は全部していますが、その中にいろいろ部会がありますね。そういう活動をして、そしてまた、この防災士を今から先もどんどん増やしていく。個人負担をなくして多く増やしていき、そういう地域の中でという。すると、どんどんコミュニティの活動がまた大きくなっていくんじゃないかなと思うんですが、職員たちに「おまえたち、どうしてるのか、行ってこい」とか言っても、災害のときは多分動けないですもんね。対策本部に……。

○委員（上村和男君） ですから、私は、そのコミュニティとどういう話をしてるのかね。それは自主的にやってくださいという話だけだとね。

○委員（高原良視君） いや、自主的じゃなくて、この地域コミュニティの中での話合いをするようにということで、各それぞれの部会の指導も併せて、多分コミュニティ推進課が、ちょっと弱いところもあるかもしれないがしてるんじゃないかなと。

○委員（上村和男君） コミュニティ推進課がそうしてるんですか。

○委員（高原良視君） だから、こちらのほうはコミュニティ推進課で横の連絡を多分取っていると想像してますけど。

○委員（上村和男君） 想像してるだけですね。取っているかどうかを俺はまだ聞いてないから。

○委員（高原良視君） 確認してない。ああ、そうですか。すみません。

○委員（上村和男君） あなたたちがね、防災士をつくり出す部門では最初のはじまりであってるかもしれない。そうしたら、その途中の生かし方も何か考えてるだろうなと思っ

て、今日は誰が出したか分からないんですが聞いたかったんですよ。実情はどうなっているのかというね。地域によって地域防災組織をつくったり訓練したりするから、差がいくらか出てきてるんですよ。そこでどうしてるのかなという。この90人の人たちをどういうふうに生かそうとしてるのかというのがあったものですからね。何の計画もなく、県から言ってきたから出してくれと言って、帳面消しに使ったのなら、それならそれでいいですよ。これからは防災士は増やさないという方針ならそれでいいですよ。増やすというのなら何のために増やすのか。それは、高原委員が言うようなことにつながっていかないと。つながれば大いに意味のあることになっていくと、私は思っています。そしてまた、一番効果が働くわけですよ。市から言われてやるんじゃないで、その地域で地域の人たちと一緒に防災の活動の柱になっていく。そういう活動ができれば、私は良いんだと思います。どういうふうを考えてるのかもないままだから、何を考えてるんですかと言ってるわけですよ。

もうこれ以上言いませんから、私と高原さんが言ったことを足して平均化すると、大体何が求められているか分かるでしょうというふうに言っておきますので。

以上。

○委員長（八尋一男君） ちょっと休憩に入ります。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時08分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開催します。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 地域活動における様々な支援にありましては、関係する課と連携を図りながら、最大限努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願ひします。

これで危機管理課は終わりましたね。ありがとうございました。

では、職員入替えのために少し休憩します。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時20分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

皆様にお諮りしたいことがございます。

認定第6号について、執行部より発言の訂正の申出がっておりますので、許可することをよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） それでは、お願いします。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 大変申し訳ありません。

先ほどの認定第6号につきまして訂正がございますので、国保年金課、高口課長から説明をさせていただきたいと思っております。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（高口 修君） 先ほど、認定第6号、令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、別紙資料をお渡ししておりますが、その資料の2ページになります。

○委員長（八尋一男君） はい、お願いします。

○国保年金課長（高口 修君） 2ページ下段の後期高齢者医療保険料収納状況の表の中で一番右側、県全体の収納率の滞納繰越しの県全体の収納率が37.76%と、市の収納率47.69%の10%ほど高い要因について、委員からの御質問がありました。その中で、納税意識が高いと答弁をいたしました。このことにつきまして県全体の収納率には不納欠損額が含まれておらず、比較できない数字でございました。もし本市の収納率に不納欠損額を入れずに計算を行いますと、33.5%となるものでございます。

以上、答弁について訂正をさせていただきます。

次年度は、資料提示の方法を改めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 質問者の赤司委員はいいですか。

○委員（赤司祥一君） はい。

○委員長（八尋一男君） 以上でよろしいですか。

じゃあ、ありがとうございました。

休憩 午後 2 時23分

再開 午後 2 時24分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開催いたします。

所管事務調査、住居（丁目）表示の根拠について。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

所管事務調査の市民課職員が出席しておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○市民課長（江中 誠君） こんにちは。市民課長の江中でございます。よろしくお願ひいたします。

○受付担当係長（河野桂子君） こんにちは。市民課受付担当係長の河野と申します。よろしくお願ひいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○市民課長（江中 誠君） それでは、住居表示の根拠について、御説明させていただきます。

お手元に市民課の所管事務調査の資料をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。

まず、住居表示に関する法令等についてですが、国が定めているものとして住居表示に関する法律とその施行令がございます。また、市が定めているものとして、筑紫野市住居表示に関する条例外三つの条例、規則、要綱がございます。

住居表示に関する法律は、過密化した市街地における住所の表示方法を合理的で分かりやすいものに改める等を目的として昭和37年に制定され、住居表示の方法や実施するための手続などが定められております。

筑紫野市住居表示に関する条例は、住居表示に関する法律で条例に委任されている住居表示実施後における住居表示についての具体的な手続を定めております。

筑紫野市住居表示審議会条例は、市が住居表示を実施する際に円滑かつ適正な実施を図るために置かれる審議会について定めたものでございます。

筑紫野市住居表示実施基準要綱は、市が住居表示を実施する際の様々な基準を定めたものでございます。

次に、本市の住居表示の整備事業の状況なんですが、昭和61年度からの第2次筑紫野市総合計画、平成8年度からの第3次筑紫野市総合計画の中で、市の方針としまして、住居表示の整備事業の推進を定めまして、資料の表の記載にあるとおり、平成4年度のむさしヶ丘から平成17年度の針摺、俗明院まで、住宅密集地で長年にわたる分筆合筆等により分かりにくくなった住所の表示を、住居表示整備事業により分かりやすく改めております。

その結果、市街地につきましては、住所の分かりにくさがほぼ解消されたとの判断から、住居表示整備事業は休止することになりまして、平成18年度の機構改革におきまして、市民課の住居表示担当が廃止され、現在は市民課受付担当におきまして、住居表示板等の維持管理を行っているところでございます。

このようなことから、今現在、新たに住居表示を実施する予定はない現状でございます。説明は以上となります。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

質問のある方はございませんか。

○委員（高原良視君） むさしヶ丘四丁目もこれに入っていないと。この状況では、ここで中止になっているから。

○委員長（八尋一男君） 我々もそのまま追加しただけ。

上村委員。

○委員（上村和男君） すみません、むさしヶ丘四丁目が新しくなってます。それから、五丁目ができるのかどうか分かりませんが、開発の話もね、都市計画審議会で発表になっていますから、あそこは地元のうわさではむさしヶ丘五丁目になるのかなと。萩原というのは難しいでしょうねという。萩原を持っていってもらってもいいけど。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○市民課長（江中 誠君） そうですね、むさしヶ丘四丁目、開発で造られた団地でありまして、土地の地番がきれいに整備されていることから、住居表示をする必要がないということで、四丁目につきましては住居表示を実施していない状況です。

○委員長（八尋一男君） 住居表示しないわけですか。

○市民課長（江中 誠君） 住居表示はしてない状況ですので、土地の地番が住所という形になっております。

以上でございます。

○委員（上村和男君） むさしヶ丘四丁目を名乗っていますから、それでいいんですよ。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○市民課長（江中 誠君） 土地の名称としては、むさしヶ丘四丁目で、住居表示地区につきましては、建物に対してそれぞれまたその後何番何号というのを家ごとに振っていくんですけど、四丁目につきましては住居表示は実施しておりませんので、土地の地番が住所になりますので、土地の地番が現在きちっと並んでるので、住居表示を実施していないということになります。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） もう一つ、私の理解では、むさしヶ丘四丁目何番何号となるわけですか。

課長。

○市民課長（江中 誠君） むさしヶ丘四丁目につきましては、土地の地番が住所になりますので、むさしヶ丘四丁目何番地何という表示になります。

○委員長（八尋一男君） はい、分かりました。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、ちょっと分からないので教えていただきたいんですけど、例えば美しが丘北、南とか、ここに載ってないけど何丁目になってるところってほかにも光が丘だったり、岡田の一丁目から三丁目、筑紫駅前通一丁目、二丁目、天拝坂とかも一丁目から六丁目あるんですけど、ここに関しては、でも何かついてるところもあると思うんですけど、そこの差は何があるのか。ついてるけど、この事業をしなくてもついてるというのはなぜか教えてもらっていいですか。すみません。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○市民課長（江中 誠君） 今、山本委員のほうが言われたところというのは、区画整理事業において実施した地区になっておりまして、今言ったむさしヶ丘四丁目のように土地の地番が住所になっております。

ただ、当時、区画整理したばかりで、まだ場所が分からないということで市のほうで分かりやすいようにということで住居表示地区ではありませんが、区画整理地区にもそういう表示板というのをお配りしてつけているという状況になっております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） これで質問を打ち切ります。ありがとうございました。
休憩に入ります。

休憩 午後 2 時31分

再開 午後 2 時33分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、次に、総務市民常任委員会の行政視察実施の件を議題といたします。

委員会では、所管事務調査に係る調査研究のため、閉会中に委員会の行政視察を実施したいと思います。

視察地と目的は、大阪府泉佐野市、ふるさと納税の取組について、②福井県坂井市、ふるさと納税の取組について、③広島県東広島市、公共交通の取組について、視察日は令和5年10月3日から5日までの3日間、視察に参加する委員は6名、視察に伴う経費は予算の範囲内、以上の内容で議長へ委員派遣の承認要求を行うこととし、その他、委員派遣に伴う諸手続について、副がちょっと休んでおりますが、正副委員長に一任願いたいと思います。なお、相手先の都合等により日程、視察先を変更する必要がある場合の手続についても正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本委員会は閉会中に行政視察を実施することを決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして、総務市民常任委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会 午後 2 時35分